

資源管理手法検討部会における議論の進め方

1. 審議事項

資源管理手法検討部会では、水産資源ごとに、新漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく、資源管理措置の円滑な実施に関し、調査審議する。

2. 議論の進め方

（１）水産資源ごとに、資源評価結果について、研究機関からの説明を聴取するとともに、科学的な検討に関する質疑を行う。

（２）次に、以下の検討事項について、水産庁から基本的な考え方に関する説明を聴取した後、参考人からヒアリングを行い、これらを踏まえて検討を行う。このほか、必要に応じ、然るべき者からの意見表明についても検討に加えることとする。

- ① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認
- ② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項
- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項
- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向
- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）
- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討
- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項
- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

※ 議論を円滑に進めるため、参考人に対し、事前に、上記事項に関する意見を書面にて提出するよう依頼することができるものとする。

（３）上記（２）での検討を踏まえ、委員・特別委員・参考人で総合討論を行い、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）での議論に向けた論点及び意見の整理を行う。

参考人の選定方法及び推薦依頼等について（案）

1. 参考人の選任

部会長は、調査審議するため必要があるときは、関係漁業者、専門的知識を有する者等を参考人として選任し、部会への出席を求めることができる。

2. 参考人の選定方法

(1) 参考人の選定方法

検討対象の水産資源毎に、当該資源に深い関わりを有する漁業関係者を中心として、当該資源の特性及び採捕の実態等に専門的知見を有する者など最大 10 名程度を選定することとする。

(2) 漁業関係者からの参考人の選定方法

部会長からの依頼状（別紙案参照）に基づく漁業関係団体や都道府県からの推薦を受け、これを踏まえて選定する。

(3) 漁業関係者以外からの参考人の選定方法

部会長からの依頼状に基づく漁業関係団体や都道府県からの推薦のほか、学識経験者を基本として、水産庁からの推薦を踏まえて選定する。

なお、この場合には、検討対象の水産資源等に応じて、漁業経済・地域経済や漁具・漁法、生態などの各分野 1 名を参考人に加えることができるものとする。

3. 意見表明を行う場合

部会長からの依頼状に基づき、漁業関係団体や都道府県から報告があった場合に、適当と認める者に対し、部会での意見表明を認めることとする。

(別紙：案)

令和3年4月吉日

漁業関連団体長 殿
都道府県知事 殿

水産政策審議会資源管理分科会
資源管理手法検討部会部会長

資源管理手法検討部会に関する参考人の推薦等の依頼について

平素より、水産政策の円滑な実施に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年12月に新しい漁業法が施行され、新たな資源管理システムの構築が進められているところです。水産庁は、新たな資源管理の推進に当たって、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めることとし、新たなTAC管理の検討に当たっても、現場の漁業者の意見を十分に聞き、必要な意見交換を行うこととしており、この度、水産政策審議会資源管理分科会の下に、資源管理手法検討部会が設置されました。

別添のとおり、TAC魚種の拡大に向けたスケジュールに即して、水産資源ごとに資源評価結果が公表された後、資源管理手法検討部会において、水産資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場等の意見を踏まえて論点や意見の整理を行うこととなりました。

つきましては、水産資源ごとの資源評価結果の公表時期を踏まえ、参考人として、資源管理手法検討部会で議論いただける参考人として、対象資源と深い関わりを有するする漁業関係者、当該資源の特性やその採捕の実態等について専門的知見を有する者の推薦を依頼いたします。

このほか、資源管理手法検討部会で意見表明を行いたい旨の申出があった場合には、その意見について御報告いただきますよう、併せて依頼いたします。

参考人の推薦及び意見表明の報告については、水産資源ごとの資源評価結果が公表される予定の四半期の前四半期の末日までに、それぞれ別紙様式1又は2により、以下の連絡先まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、参考人は対象となる資源毎に最大10名程度を選定することとしており、御推薦に沿えない場合がありますので、予め御承知おきいただければと存じます。

そのほか、御不明な点等ございましたら、以下の連絡先まで御連絡ください。

《御連絡先》
資源管理手法検討部会事務局
水産庁資源管理推進室
直通：03-3502-8452
FAX：03-5510-3397
e-mail：〇〇@maff.go.jp

※文中の別添については、資料2-1のため、添付は割愛します。

(別紙様式1)

資源管理手法検討部会に係る参考人の推薦について

1. 対象となる水産資源

〇〇△△系群

2. 推薦する参考人候補者

氏名	
住所	
所属又は職業等	
連絡先	
略歴	

3. 参考人の選定に当たって参考となる情報

(1) 候補者と対象資源との関わり

--

(2) 候補者が重要と考える課題・論点等

注：この記載内容については、文書にて部会に提示する可能性がありますので、御承知おきいただきますようお願いします。

--

4. 推薦理由

--

5. 候補者を推薦する団体・機関の担当者（連絡窓口）

氏名	
所属	
連絡先	

(別紙様式2)

資源管理手法検討部会における意見表明の申し出に係る報告について

1. 対象となる水産資源

〇〇△△系群

2. 意見表明の申出者

氏	名	
住	所	
所属又は職業等		
連	絡	先
略	歴	

3. 意見表明の申し出について参考となる情報

(1) 申し出があった者と対象資源との関わり

--

(2) 申し出があった者が表明したい意見の概要等

注：この記載内容については、文書にて部会に提示する可能性がありますので、御承知おきいただきますようお願いします。

--

4. 意見表明の申し出を報告する団体・機関の担当者（連絡窓口）

氏	名	
所	属	
連	絡	先

《参考人の推薦等のスケジュール》

水産資源	参考人の推薦等の期限	資源評価結果の公表時期
カタクチイワシ太平洋系群 カタクチイワシ対馬暖流系群 ウルメイワシ太平洋系群 ウルメイワシ対馬暖流系群	令和３年６月末日	令和３年度第２四半期 (令和３年７月～９月)
マダラ本州太平洋系群 マダラ本州日本海系群 ソウハチ日本海南西部系群 ムシガレイ日本海南西部系群 ヤナギムシガレイ太平洋北部系群 サメガレイ太平洋北部系群 マダイ瀬戸内海中・西部系群 マダイ日本海西部・東シナ海系群 ヒラメ瀬戸内海系群 ニギス日本海系群	令和３年９月末日	令和３年度第３四半期 (令和３年１０月～１２月)
ブリ	令和３年１２月末日	令和３年度第４四半期 (令和４年１月～３月)
カタクチイワシ瀬戸内海系群 ムロアジ類東シナ海系群 キンメダイ太平洋系群	令和４年６月末日	令和４年度第２四半期 (令和４年７月～９月)
マダラ北海道太平洋 マダラ北海道日本海 アカガレイ日本海系群 ソウハチ北海道北部系群 マガレイ北海道北部系群 サワラ瀬戸内海系群 サワラ東シナ海系群 イカナゴ瀬戸内海東部 マダイ瀬戸内海東部系群 ベニズワイガニ日本海系群 ヒラメ太平洋北部系群 ヒラメ日本海北・中部系群 ヒラメ日本海西部・東シナ海系群 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群 トラフグ伊勢・三河湾系群	令和４年９月末日	令和４年度第３四半期 (令和４年１０月～１２月)